

札幌市子どもの権利委員会

第9回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年9月13日(月) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、ただいまから第9回目の委員会を開催いたします。

まず初めに、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 皆さん、お疲れさまでございます。

子どもの権利推進課長の野島でございます。

きょうの欠席者でございますけれども、横川委員、秦委員、中出委員、高向委員の4名から所用で欠席ということで連絡を受けております。

なお、副委員長につきましては、参加するという連絡を受けておりますので、遅参するのではないかと思います。

本日、お手元の方に、次第、座席表、子どもの権利に関する推進計画のあり方について（答申案）と3種類の資料を配付しております。ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題でありますけれども、きょうは推進計画のあり方についての答申案の検討というものを議題といたします。

本日の終了時刻でありますけれども、いつものとおり6時半を予定しております。

それでは、議題について審議に入らせていただきます。

議題に関する資料として、これまで意見交換を行ってきたことを答申案としてまとめているものが皆様に配付されております。前回もお話ししましたとおり、順調にいけば、今回と次回の2回で答申をまとめるという段取りとなっております。

そこで、審議に入るわけですが、審議に入るに当たりまして、まず答申案の構成等について事務局の方から簡単に説明をいただき、その上で内容を見ていきたいと考えております。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私の方から、答申案の全体的な構成について説明させていただきます。

資料3、子どもの権利に関する推進計画のあり方について（答申）をごらんいただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきますと、左側に目次ということで整理しておりますが、ここでは章立てとしまして、「はじめに」、その後、「検討の経過」「現状と課題」「基本理念及び基本目標」「基本施策」「計画の推進に当たって」、最後に参考資料という章立てにしております。

「はじめに」につきましては、今の段階では右側欄が空欄になっておりますけれども、

答申に当たっての子どもの権利委員会の代表の委員長の言葉ということで予定しております。次回までに委員長のご意向を伺って掲載する予定でございます。次に、「検討の経過」につきましては、条例の施行を受けまして計画を策定するに当たり、この子どもの権利委員会に諮問を行いましてご議論いただいておりますその段々の経過を簡単にまとめさせていただきます。続いて、「現状と課題」につきましては、これまで委員会の資料でお示ししていたことし3月に行われた実態・意識調査の結果等を中心に現状として一つの章にまとめて掲載させていただいたものでございます。3番目の「基本理念及び基本目標」、4番目の「基本施策」については、これまでご議論をいただいた事項をもとに取りまとめておりまして、最後に「計画の推進に当たって」というまとめで締めくくっております。

なお、今回の答申案の中身は、前回に比べると文章をボリューム的には少し多目に記載している部分がございます。これまでご議論をいただいた意見等を踏まえて、この答申も基本的には公になって、ある意味では計画の一つのステップとしての答申でもあるのですけれども、PRの手段として子どもの権利を広める一つの資料ということにもなりますので、少しわかりやすく訴える部分を強調する形で整理し直して皆さん方にお示ししたところでございます。

最後の参考資料につきましては、実態意識調査の単純集計結果や子どもとの意見交換の結果、あとは権利委員会の名簿、開催経過等を添付してございます。

答申書全般の構成は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、全体的な構成につきまして事務局から説明を受けましたので、順次、意見交換に移りたいと思います。

進め方でありまして、答申案はかなりボリュームがありますので、章またはページを区切って順番に見ていきたいと思います。その際、事務局の方から、前回までの委員会での話を反映した部分など、ポイント等の説明がある場合は、その都度、受けていくことにしたいと思います。

それではまず、Iの「検討の経過」ですけれども、ここには、条例の制定を受けて、この子どもの権利委員会が諮問を受け、審議を行うことになった経過等が記載されております。私としては、内容のところで時間を確保したいと思いますので、この検討の経過につきましては、特段、何かあればお受けいたしますけれども、そうでなければ次に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、IIの「現状と課題」を扱いたいと思います。

構成として、前回までの委員会で使用していた資料の中にも、現状と課題について触れていたわけでありまして、事務局の方から追加した点など、特に説明があればお願いしたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、「現状と課題」をご説明させていただきます。

答申案の2ページをごらんください。

「現状と課題」につきましては、大きく分けまして、市民の意識等から見る子どもの現状と、それを踏まえて、子どもの権利の保障を進める上での課題としまして、基本目標につながる形で四つの課題をまとめさせていただきました。

まず、1の「市民の意識等から見る子どもの現状」につきましては、基本的にはこれまで委員会でお示しさせていただいた3月の実態・意識調査の結果等を中心に取り上げております。

簡単に説明させていただきますが、1番目の子どもの参加や体験については、子どもが意見を言ったり参加をしたりすることについてどう考えるか、次の3ページについては、子どもの意見ということで掲載させていただいております。

2番目として、札幌は体験しやすい環境だと思うかについての、大人、子どもそれぞれの調査結果を、4ページには地域での活動や行動についての子どもの状況、5ページには子どものボランティア活動の経験の有無についての調査結果を掲載しております。

続きまして、6ページに移りまして、大人と子どもの関わりや子どものふだんの生活についてでございます。これについては、1番目に子どもの自己肯定観について、2番目に近所の子どもとの関わりについて、この調査結果を記載させていただきました。

7ページでは、ホッとでき安心していられる場所、8ページには、いじめの現状、不登校の現状としまして、これは3月の実態・意識調査の結果ではございませんけれども、これまでの委員会の議論でいじめや安心していられる居場所ということが議論にも上げられていたところですので、教育委員会の方で毎年実施しているいじめ、不登校のデータを掲載させていただきました。

なお、8ページ目の④のいじめの現状につきましては、教育委員会では毎年調査を行っている中で、少しずつ減ってきてはおりますけれども、それでも8%の子どもがいじめられていると思うと答えているところでございます。

続きまして、9ページでございますが、こちらでは子どもの権利の侵害についてということで、子どもの権利が守られているか、条例に定められている権利で守られていないと思うもの、続きまして10ページの方には児童虐待の受理件数や子どもアシストセンターの認知度、11ページの方では子育てに関して日ごろ悩んでいること、12ページ以降では権利条例の認知度を掲載しております。いずれも、前回までの資料でも提示させていただいております。

以上の調査データを踏まえた上で、答申案では13ページ目になりますけれども、課題をその中から抽出して整理するという構成になっております。

ちなみに、課題について簡単に説明させていただきますが、課題の1点目、地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充としまして、ここでは意見表明に関する意識調

査の結果を踏まえて、将来の札幌の自治を担う子どもたちが意見表明、参加することができるような仕組みづくりをいかに進めて意識の啓発を図るか。また、子どもが豊かに育っていくための体験活動、社会活動の環境が必ずしも十分ではないと感じている意識調査を踏まえ、これらの機会を拡充することが重要であるというふうに整理しているところです。

課題の2番目の子どもの居場所の充実でございますけれども、これにつきましては、いじめ、不登校など、子どもの置かれている現在の深刻な状況を踏まえ、子どもが大人に見守られ、安心して過ごす中で、遊び、活動し、人間関係をつくり合うことができる、そういった環境づくりを進めていくことが必要であるとまとめております。

課題の3番目の子どもの権利の侵害への対応といたしましては、いじめ、児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっている中で、権利侵害への対応は近々の課題となっていること、また、実態・意識調査や子どもとの意見交換においても、差別などを受けないという権利について守られていないと感じている子どもが多くいるという状況を踏まえ、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりを市民が一丸となって取り組むことが重要な課題であるということでもまとめております。

最後に、子どもの権利を大切にする意識の向上でございますけれども、条例が施行され1年余り経過いたしましたけれども、条例に対する認知度についてはいまだ高いものと言えない現状ということも踏まえ、子どもの権利の保障を進めるために、より多くの市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう効果的な普及啓発が課題であること。また、子どもについては、条例について学校の授業でした割合が多いという現状を踏まえると、学校における取組が非常に重要であり、そういう意味で現在行っている実践的な取組に向けた研究成果を踏まえた具体的な取組を進めていくことが重要な課題であるということでもまとめております。

こういった調査結果を踏まえた形での課題整理で、この課題1から4は前回も提示させていただきましたが、表現等で少し細かく整理している部分もございますので、改めて説明させていただきました。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのⅡの「現状と課題」について説明をいただきましたけれども、これについては、大きく分けると、2ページから12ページまでの「市民の意識等から見る子どもの現状」、2番目として、13ページから14ページの「子どもの権利の保障を進める上での課題」というふうに分けられております。そこで、その二つに分けて、ここでは意見を出していただければと思います。

まず、1番目の「市民の意識等から見る子どもの現状」についてはいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、2番目の「子どもの権利の保障を進める上での課題」についてはいかがでしょうか。

これについてもございませんでしょうか。

○A委員 まず最初に、土曜日までに意見をまとめるようにというお手紙が入っていたと思ったのですが、そこに間に合わなかったのが、今、ここで発言させていただきます。

13ページの課題2の子どもの居場所の充実のところですが、子どもが置かれている状況で、安心して過ごすことができないようになっていくという背景について、いじめや不登校などの理由により安心して過ごす居場所がないというような表現になっているのですが、子どもが安心して過ごすことができない状況というのは、いじめと不登校だけではないと思います。いじめと不登校というのは、安心してられないことの氷山の一番てっぺんのようなところであって、そこに行き着くまでもっといろいろなところで、自分の気持ちを解決できなかった、いじめや不登校に至らなくても安心して過ごせないと思っている状況を改善するための施策が必要になってくると思います。例えば、地域のつながりが希薄になっているということは前の委員会でも話題に出ていると思いますので、そのような人とのつながりの希薄さが子どもの居場所の問題にもつながっているという文言を入れるのはいかがでしょうか。

○委員長 今、A委員の方から、課題2の子どもの居場所の充実に関して、ここに書かれているだけでは不十分ではないかということで意見が出されたかと思えます。

これについて、何か事務局の方でありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 調査結果の方で、近所と子どもとのかかわりという部分で、地域、人とのつながりが希薄化してということです。そういう意味で、問題を浮き出させる意味で、今おっしゃられたまさに氷山の一角というか、割とわかりやすくまとめたところがありますので、地域と人の部分をこの中にうまく入れ込めるような形で文章を考えてみたいと思います。

○委員長 どうでしょうか。

○A委員 よろしくをお願いします。

○委員長 委員の皆様もそれでよろしいですね。人との結びつきをこの中に入れ込むということですが。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、「現状と課題」全体について、最後にもしありましたら出していたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、この文章の中で、例えば文言など気づいた点などがありましたら、後日、事務局の方に連絡していただければと思います。

ということで、Ⅱの「現状と課題」についてはこの辺で終わりにしたいと思います。

続きまして、Ⅲの「基本理念及び基本目標」について扱いたいと思います。

ここでは、特に前回までは空欄になっておりました基本理念につきまして、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性をはぐくむまちの実現」という形で案が示されました。そういったことから、これをめぐってご意見を出していただくことになるかと思えます。

その前に、事務局の方から説明があればしていただきたいと思えます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、「基本理念及び基本目標」につきましてお話しさせていただきます。

前回まで空欄だった基本理念ですが、短くもなく長くもなくという中で、この子どもの権利条例なり計画の目指すものをどうわかりやすく提示できるだろうかということで、いろいろ悩みながら、今回、一つの案として提示させていただきました。

基本理念は、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性をはぐくむまちの実現」、その下に考え方を簡単にまとめさせていただいておりますが、子どもの権利の尊重という大人や社会の役割、そしてこの委員会でもこれまで議論がございましたように、子どもにとってまずは安心がベースとしてあり、それを基盤としてこの条例の目的でもある自立性と社会性をはぐくむという社会全体が子どもの育ちを支援するという考え方のもとで、一たん、こういうフレーズでまとめさせていただきました。

以下、基本目標が4点ございます。それぞれの書きぶりは多少変えている部分がございますけれども、基本的な考え方は特に変更ございません。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、Ⅲの「基本理念及び基本目標」について意見をいただきたいと思えますが、まず基本理念について何かございませぬでしょうか。

今回、初めて、このようにはっきり文章が出てきたわけですがけれども、これをめぐって自由に意見を出していただければと思えます。

B委員、何かありそうですね。どうぞ。

○B委員 そんなに異論はないのですけれども、今悩んでいたのは、やはり子どもたちが他者を信頼して、そして自立できるようにそれを支援していくということは大きな基本理念なので、その意味では「自立性と社会性をはぐくむまちの実現」というのもいいと思うのですけれども、文言的に「自立性」は「性」がつかますか。C委員、どうですか。

自主性とは言うけれども、自立性という言葉は使うかなと思ったのです。自立と社会性をはぐくむまちというのならわかるのです。瑣末のことで申しわけありませんが、何とか性というのなら自主性の方が据わりがいいのかなと考えていました。皆さんが自立性でも構わないというのであれば、私も結構です。

普通は自立すると使いませんか。もしくは、「性」をつけるなら自主性かなと思いまし

た。

でも、基本理念全体としてはいいと思います。内容的には私は納得しております。

○委員長 意見を求められたC委員、どうでしょうか。

○C委員 B委員にご指摘をいただいて、確かに「性」がついているなど今思ったというのが正直なところですよ。

自立と社会性というのは、たしか教育委員会か子ども未来局で出していらっしゃる条例のコンメンタールというか、解説書の最初の方でも出てきたキーワードだったと思いますので、そこら辺に「性」がついていたかどうか、機械的に確認すべきところかという気がしております。

文言に関してはそのくらいです。

○委員長 文言に関してはということだったので、ついでに文言以外に何かありましたらどうぞ。

○C委員 基本理念は、たしか前回の委員会で宿題のような感じになっていたものですから、私なりに本当に短くどういう文言があるかなと思っていて、ここにある案を郵送いただいたので、確かに今までの議論や、あるいは先ほども言ったような条例の解説書にも出ている表現があるので、そういう意味では無理がないというか、出てくるべくして出てきたものかなという気がしておりました。

私自身はあまりいい文言が浮かばなかったのですけれども、アンケートの子どもたちの結果などを見ても、まだまだいじめや虐待からの防止になっていないとか、差別があるというところを見ると、数年前にはやった言葉でかけがえのなさみみたいなものがあつたなどと思ひまして、一般の方に伝わるにはそういう表現の中から参考になるところがあれば取り入れるのも手なのかなと思っていましたが、そういったことは、冒頭に「子どもの権利を尊重し」とシンプルに言っていたいただいておりますので、それでいいかなと思ひまして、特に意見はないところです。

○委員長 それを聞いて、何かB委員が言いたそうにしていますので、どうぞ。

○B委員 ぜひ、こういうことを言われているのかと基本理念がすっとわかるかなと思ひて、高校生委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひました。

○委員長 高校生委員の方、求められていますので、それでは、D委員、どうぞ。

○D委員 私は、先ほどの課題の四つが上手に取り入れられていて、子どもが聞いてもちやんとわかるようにできていて、いいと思います。

○委員長 E委員、いかがですか。

○E委員 この前の委員会の最後のときに、子どもの意見表明をもっと前に持つてくるという話があつたような気がするのですが、それは基本理念には関係ないのかということが疑問です。この基本理念はまとめられていいと思ひのですが、細かいところが基本目標として上げられているだけで、基本理念とは別なのですか。

○委員長 別というか、目標全体の考え方が基本理念になってくると思ひます。基本理念

があって、その上で目標が出てくるのです。

○E委員 その下に子どもの意見表面があったり、侵害からの救済があったりということなのですか。

○委員長 そうです。

○E委員 わかりました。いいと思います。

○委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 基本理念そのものについては、別にこの文言に異論はないのですけれども、説明の中の2行目で、「自分らしく伸び伸びと成長・発達」の「自分らしく」という言葉がちょっと気になります。何をもちいて自分らしくと言うのか。子どもらしくというのだったら何となくわかると思うのですけれども、自分らしくの自分という概念のとらえ方は各自それぞれあると思うので、この辺はお聞きしたいと思います。

○委員長 その点について何かありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この点については、基本理念が中心になるものですから、文章をつくるというよりは条例の趣旨の中できちんと踏まえておくべきことを整理して記載したということです。どうしても、権利の主体ということで、今、F委員がおっしゃったように、いろいろな自分らしくがありますので、逆に言えば定義はないのですけれども、例えば大人から押しつけられたらしさということがないように、自分の考えとしてどう伸び伸び成長・発達していくことができるだろうかという出発点が子どもの権利という視点で十分という整理をしているのかなということ、今回、記載させていただきました。

文言的には、条例の中にも「自分らしく」という表現は幾つか書いておりますので、それをそのまま使ったということです。

○F委員 条例をよく見てなかったもので、「自分らしく」という言葉が入っているとは知りませんでした。知識が不足しておりまして、どうも失礼しました。

○委員長 G委員、いかがでしょうか。

○G委員 僕は、このままでいいと思います。

○委員長 H委員、いかがですか。

○H委員 とてもわかりやすく、いいのではないかと思います。

○委員長 最後に、副委員長、いかがですか。

○副委員長 私も、このままでいいと思います。

○委員長 それでは、この基本理念でありますけれども、自立性にするか自立にするかという文言の問題はあるかもしれませんが、全体としてはこれでいいということよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今の自立性のお話ですけれども、実は、条例で

は「自立性」という表現は使っていないようなので、これは再度整理させていただきます。
○委員長 もう一回、委員会がありますので、そのときに最終的に確認したいと思います。

では、基本理念についてはこういたしまして、続いて基本目標について意見があれば出していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、次に参りたいと思います。

それでは次に、Ⅳの「基本施策」について扱います。

この章につきましては、これまでに何回かにわたって意見交換を行ってきたところでもありますので、その確認ということになるかと思えますけれども、少しページ数がありますので、基本目標ごとに見ていくのがよろしいのではないかと思います。

まず、基本目標1の「子どもの意見表明・参加の促進」でありますけれども、これについて事務局の方から追加した点など説明があればお願いしたいと思います。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) それでは、17ページの基本目標1の「子どもの意見表明・参加の促進」については、前回の議論を踏まえて訂正しておりますので、若干、説明させていただきます。

この基本目標1につきましては、意識調査、子どもとの意見交換での子どもの思い、現状を考えたときに、子どもの意見表明しやすい環境づくり、雰囲気づくりをうたった方がいいのではないかという議論が前回ございましたので、それを踏まえまして(1)として、子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりという項目を新たに設けさせていただきました。

1段落目に意見表明の意義、2段落目には、現状を述べた後に子どもの参加を実質的に保障するために、安心して雰囲気づくりと大人の理解が重要であるというふうにまとめております。

取組の視点としましては、前回の委員会でもございましたように、広報・啓発が中心となりますけれども、その中にきょう別にお配りさせていただきましたが、子どもが大人と一緒に取り組む際の大人側の子どもの意見の引き出し方、かかわり方、あるいは雰囲気づくりといったノウハウを学ぶ子どもサポーター養成講座を今年度実施する予定でございますけれども、こういう実質的な取組もこの雰囲気づくりという中で取り上げることができないかということで、取組の視点の中に一つ入れさせていただきました。

次に、(2)の子どもの参加の機会の充実と支援でございます。

項目の変更はございませんが、18ページの取組の視点について、子どもが利用する施設の運営等への参加、市政への参加、地域のまちづくり等への参加という大きな趣旨は変わっておりませんが、この答申を見て具体的にイメージがしやすいようにということで、1点目につきまして、項目の表題に「『子ども運営委員会』の設置など」という修飾語をつけ加えさせていただきました。こういった具体的な表現を行うとともに、内容につきましても、生徒会サミットであるとか、大人と子どもが共通の関心事について話し合う場を

広めていくという、具体的にはこれは平岸高校の三者会議で出てきた表現ではあるのですが、こういう具体例を挙げさせていただきました。

2点目につきましては、市政への参加でございますけれども、ここには、子ども子ども運営委員会に対比する形で子ども企画委員会と名づけてみたのですが、こういうタイトルを挙げて市政の子どもの参加を具体的に表現させていただきました。

1枚めぐりまして19ページでございますが、地域への参加ということでございます。こちらの方は、地域においても子どもの参加がより進められるように働きかけるという視点でございますけれども、地域のまちづくりへの子どもの参加の意義を冒頭に記載したほか、参加の方法についても、ある程度、具体的に述べさせていただきました、主体的な参加も含めてさまざまな参加が進められるよう働きかけていく必要があるとまとめております。行政の方は担い手ですので、やっていく必要があるという表現ですけれども、地域の場合は基本的には実施主体とは別物ですので、そういう部分で働きかけていく必要があるという表現にさせていただいております。

(3)の子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援につきましては、冒頭の意義等については大きな変更はございません。

ただ、19ページ下段の取組の視点でございますけれども、前回はさまざまな学びの支援ということで抽象的な表現でしたが、現在、札幌市が特色ある学校教育ということで取り組んでおります読書、食育、環境教育など、少し具体的な表現を入れさせていただきました。そういう学校教育の支援が1点目です。2点目として、職業体験、自然体験など踏まえた企業など関係団体との連携による学びや体験の場づくりという表現でそれぞれ整理させていただきました。

今回、一つ目の視点の項目名として、「雪」や「環境」などの札幌の特色を踏まえた、将来の地域社会の担い手をはぐくむ、学びの支援と、文章としては長いのですが、基本的には各学校で今取り組んでおります特色ある学校教育の推進という教育の方向性については、単に知識として学ぶだけでなく、実際の地域で実際の活動に生かせる活動でございますので、そういった地域と学校の教育、あるいは家庭生活や地域社会と結びつけることが必要ではないかという形で整理をし直しております。

また、取組の視点の二つ目の企業など関係段階との連携による学びや体験の環境づくりと、ここでは職業体験を主に記載しておりますけれども、実際に、最近、札幌市内の企業でも幾つか子ども見学会のようなものを実施したり、企業としても子どもの育ちにかかわる支援を幾つか取り組まれておりますので、そういう部分で何とか働きかけを強めて、いろいろな場面で子どもが体験機会を得られるような機会の充実に向けて取り組む必要があるという整理をさせていただきました。

基本的な項目、考え方は、これまでの議論とそれほど変わらない中で整理をさせていただきましたが、より具体的な内容が入った方がわかりやすく訴えることができるのではないかという趣旨から、現在、札幌市でやっている取組などを中心に、この中に加え込む形

で文章を整理させていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、基本目標1「子どもの意見表明・参加の促進」について話をしたいと思いません。

そこでまず、前回、この委員会でも議論になりましたが、(1)の子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりについて何かご意見はないでしょうか。

いかがでしょうか。

ここに書かれているとおりでよろしいでしょうか。

○副委員長 2段目の最後の方ですが、「現状は、意識づくりの面での課題は多いように思います」というくくりになっているのですけれども、その前を見ると、意識づくりというものではなくて、そのような意見交換をできるような雰囲気をつくりましょうというのが書かれていると思います。そういう雰囲気をつくりましょうというところで、最後に「現状は、意識づくりの面での課題は多いように思います」というのは、何かずれているような感じがするのです。このところはどのようなものでしょうか。

○委員長 今の副委員長の質問について、事務局の方で何か答えることができることがあったら言ってみてください。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 意識づくりというときに、子どもと大人と両方を意識した上で「意識づくり」という表現をさせていただいたところがあります。ただ、前段としては、そういう雰囲気というものを段々の経過で説明しておりますので、整合性がとれるように文言は整理したいと思います。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

今のように、文章上、ここはどうもはっきりしないということでも結構です。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、(1)の子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりについてはこの辺にいたしまして、続いて、(2)の子どもの参加の機会の充実と支援、(3)の子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援について、意見がありましたら出していただきたいと思いません。

ありませんでしょうか。

○G委員 私も、事前の宿題を提出していないものですから話しづらいのですけれども、18ページのところの市政における子どもの参加の促進ですが、もうちょっと見えるようにならないかなと思っていたのです。札幌市の職員のための市政における子どもの参加を進めるための手引とか、子どもの権利推進アドバイザーとか、「子どもの視点を取り入れ始めています」とあります。

例えばの話で申しわけないのですけれども、私は時計台まつりの実行委員をやっている

のですが、実行委員会に来たのは、みんな私より年上の方ばかりなのです。時計台まつりは、子どもの意見も取り入れたらもうちょっとおもしろくなるのではないだろうかと思いました。時計台まつりだけでなく、札幌市が主催しているものは、可能な限り、もうちょっと見えるものが入っていれば、こういうところも進めていくのかというふうに見えると思います。ライラックまつりとか、子どもが大通公園でブランバンドで結構参加しているのです。ですから、企画段階で、子どもたちがそれにどう参加したいのかというものを取り入れてくれてもいいのかなと思います。私の前任校でもブラスバンドが出たのですけれども、何か言われて出ているみたいな、そこにこしはテーマ曲を決めてどうのこうのとか、子どもなりのユニークないいものがありそうな気配はあるのです。

そういうようなことを感じております。

○委員長 今の点で何かございますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） そのあたりは、市役所の中でも、どこまで子どもの意見を聞いたらいいかということで、今のところは子どもを主たる対象にしているのは子ども未来局と教育委員会ぐらいです。それ以外は、例えばキャラクターを募集しますというときに、例えば子どもたちにそういう作品を募集してということはあるのですけれども、企画の部分ではこれからという状況です。

では、どこまでやったらいいのかということで、ここの表現でも「今後、子どもに大きく関わる施策や事業」と、この「大きく関わる」というのはどういう意味なのか。具体的に言うと、ほとんどの子どもが対象になるイベントとか、我々としてはかなり包括的に子どもが大きくかかわる施策ということで、その中で、今、まさにG委員がおっしゃったようなことも我々としては考えてこの中に入れたつもりでいたのですが、もう少し具体的に出した方がいいということであれば、また表現は検討したいと思います。

あまり具体的に個別に出すと、ある意味では役所の中もこれからの話なものですから、例えば子ども企画委員会がありますけれども、これは全部つくらなければならないのかという議論にもなってしまうものですから、それで抽象的な表現になっている部分はございます。まさに、今、我々も、G委員が今おっしゃったようなことを進めていきたいと考えております。答申が終わって、具体的に計画をつくるときには、個々の事業をこれにリンクさせる形になっております。個々のイベント名はともかくとして、もう少しかかわりが出るような形で整理できないかなと思っています。

○委員長 恐らく、今後、この委員会がいろいろな形でプッシュしていくということが求められてくるのだらうと思います。特に、ほかの部局に対していろいろな形でプッシュしていくということがこの委員会の役割でもあるのだらうと私は思っています。

では、ほかにはないでしょうか。

○F委員 もうちょっとミクロ的な視点で、地域の子ども会があります。また、夏休みになりますとラジオ体操をやったり、地域の夏祭り、盆踊りをやったり、あとは町内会の運動会がありますね。大体、地域の町内会の人たちが企画から運営まで全部やって、子ども

会は保護者や元PTAの人が一生懸命やっているのですけれども、ご多分に漏れず、大体どこも活動が衰退化しています。それはなぜかという、子どもの参加が少なくなっているからです。

ぜひ、そういうところに子どもを参加させて、意見を言わせて、積極的に参加してもらえそうなものにしてほしいと思います。それこそ、地域での人と人とのつながりが希薄という話も出ていましたけれども、そこをもう少し濃密な、人と人のかかわりをもう少し高めるのであれば、そういうミクロ的な視点で、我々の親の世代から、昔から活動していた地道な部分を充実させるという視点をここの文言の中に取り入れてほしいというのが私の考えです。

町内会の運動会も、小学校低学年、高学年、中学生の子どもを何人連れてきてくださいと言われても、現状としては、それすら集めるのが大変なのです。それは、町内会の人たちが自分たちで勝手に決めているからそうなるのかもしれないですけれども、その中に子どもを参加させて、なぜ出れないのか、なぜ出づらいのか、なぜ出たくないのか。私が子どものときは、夏休みのラジオ体操は6時に起きて毎日行っていたけれども、今はラジオ体操に来る子どもなんて何割か、ほとんど意味がないのでやめている町内会もあります。そういう中で、本当にそれが必要なのか、必要ではないのかということも含めて、ミクロ的な部分を入れていってほしいなと思います。

あと、生徒会サミットの文言を入れていただきまして、どうもありがとうございました。これは、私どもPTAが区で企画運営しているもので、これも、今後、全道規模でやろうとしておりますので、その辺の文言を入れていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

以上です。

○委員長 今の点はよろしいでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） まさに、何か新しいことをやるよりは、むしろ今いろいろなことをやっていて、なかなかうまくいというお話も聞いております。そういう意味で、地域の事業などで、町内会も一つありますし、子ども会、児童会館でもいろいろ工夫してやっております。ただ、本当にどうやっていいかわからないという素直な声も実はあって、今回、子どもサポーター養成講座のような情報交換をすることができないかなど。

以前にお話ししたかもしれませんが、ある地区の町内会でクリスマス会をやるときに、普通は大人が企画して子どもがお客さんで参加するのですけれども、全部子どもたちが企画しました。なぜか、役員も子どもたちが演じていました。そういう意味では、子どもが町内会長をやっていました。その子どもに何をやったのと聞いたら、あいさつをしましたということでした。子どもから見たら、町内会長はあいさつをするのが仕事なのだなというのが、ある意味ではよくわかります。実際にはそうではないのですけれども、子どもから見たらそういうイメージなのかなということで、町内会長も改めてそれも一つの

きっかけに子どものやりとりが出てきました。

それをどうしてできたのか聞いたら、やはり大人が結構辛抱強く待ったそうです。ただ、今は大人の方も忙しいですから、そういう中で地域の事業をやるのはなかなか難しい中で、時間をかけて待つというのは本当に大変だと思います。でも、一方では、そういうやり方で、子どもにとって魅力のある事業もできるような話も聞いています。我々も、そういった情報をいろいろな場所でPRしていきたいと思っていますし、一応、そういった地域での活動にお手伝いできるようにということで、まだちょっと形はできていないのですが、今のような話をまとめたものを何とか年度内につくってPRしていきたいと思っていますので、その節はよろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○B委員 今のF委員のご意見を受けてなのですけれども、動員をかけてもなかなか出てこれないという現実だと思うのです。

そのことに関して、19ページの地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援というところで、どうやれば出やすくなるかというお話ですけれども、その最後の段落で、「また、地域のまちづくりへの子どもの参加を進めるに当たっては、学校と地域との連携を図ることが必要である」と書いてあります。やはり、子どもたちを呼び寄せる、周りの大人がそれに積極的にかかわるということは、この答申を出す前提として、全市的な取組としてやるということが前提となっていると思うのです。

ですから、非常に瑣末なことですけれども、「学校と地域との連携を図ることが必要である」とさらっと書いてありますが、ここに行政、地域、学校、家庭と四つ全部を入れてしまって、とにかく家庭の協力がなければ、そんなものに行くよりも塾に行けということでも困るわけです。単に、学校と地域との連携だけでなく、さらに行政、それから家庭も一緒に入れ込んで、連携して全市的に取り組むんだよというニュアンスを出したら、文言的なことですが、どうかなと思いました。

○委員長 家庭の役割というのはすごく大事ですね。それをぜひ入れたらいいと思います。

ほかにどうぞ。

○G委員 同じようなところなのですが、19ページの地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援ですが、「学校と地域の連携を図ることが必要であるとともに」となっていますが、現状を見ると、とにかく子どもを何かと叫べたら、乱暴に言えば学校の教職員が動くのが当然であるといえますか、地域のいろいろなものに対して学校が子どもたちをまとめて参加名簿まで提出するのが当然なのです。それでは地域は育たないような気がしているのです。

学校は、当然、地域のいろいろな取組に対しても、いろいろな面で協力、支援するのは責務であると思うのですが、学校が何かするだろうというニュアンスを、地域を育てるためにもどこかで薄めたいと思います。ある面では、学校の教職員も、自宅に帰って

地域の一員として地域の子どもを見ていくような姿勢が、今後、あっていいのではないだろうかと思います。

大変なのでしょうけれども、そのために今、地域の支援本部が教育委員会の方でも立ち上げし始めています。あるいは、地域の連携のコーディネーターみたいなものを設置するという動きも文科省の方でも出てきています。とにかく、この地域の学校はここここだから、地域のお祭りがあるのでたくさん出してくださいと僕に言って、職員に言って、各学級で何人ぐらいかずつ出られるようにしろというのも、ちょっと違うと思います。それでうまくいったら、地域の方々も、変な話、学校に頼めば何とかかなと思うのです。この体質をどこかで切つていかないと、札幌市のまちづくりはうまくこの理念に沿っていかないのではないかと思います。

すごく難しいのです。学校は必要ないとも書けないですけども、何かイニシアチブを地域がやれば、それこそ学校がよくわからなかったら、退職した教員もたくさんおりますし、そういう地域の支援体制なども徐々に市教委の方でもつくり始めています。そういうところの活用を図りながらといいますか、逃げるようで恥ずかしいのですけれども、そういうふうにはいかないものかなと思います。

○委員長 今、一つ問題を投げかけてくれたのではないかと思います。それぞれがどういう形で主体的に取り組んでいけるかというあたりで、G委員の方から、先生だけに頼ったらだめだ、それぞれがやっていかなくてはいけないのではないかと、そしてそれぞれに核になる人がいなければならないでしょうということになってくると思います。そのあたりをどうするか、これはすごく大事になってきますね。

今の件で何かありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今の表現をそのままストレートに書きづらいところがあります。ただ、まさにおっしゃっていることは十分理解ができる部分もございます。学校といったときに、今、委員がおっしゃったように、そこの地域にある学校なのか、それとも学校の教職員なのかによって、とらえ方は違ってきます。我々としては、地域がやるにしても、ある意味では子どもにとって学校が与える影響は非常に大きいものが、いいにつけ、そうでないにつけ、やはりあります。そういう部分で、地域でいろいろやるに当たっては、学校の理解は必要だろうと、そういう連携が必要だなということは前提だと思います。動員まで頼むかどうかはまた別の話だと思うのですが、特に、一方的に地域から学校だけでなく、学校から地域に、ここのテーマとは違う部分も出てくるかもしれませんけれども、双方に矢印が向くような形で活動できればいいのかなと思います。今、どういう文言に変えるかは言えないですが、検討してみます。

○委員長 ほかに何かありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 なければ、次の方に移ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 次は、基本目標2「子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり」に入らせていただきます。

それでは、事務局の方から、この点について特に説明があればお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、21ページでございます。

「子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり」では、2点、子どもが安心して過ごすための居場所づくりと活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりです。この二つは変えておりませんが、最初の（1）の意義等の記載の中で、安全で安心な居場所づくりを、前回の意見も踏まえて、「地域や関係団体、NPOなどと連携しながら進めていく」という表現を加えさせていただいております。

それから、取組の視点ですけれども、内容的には大きな変更は加えてございませんが、一つ目の保護者が安心して子どもと向き合うことのできるための支援、子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくりにおきまして、意識調査の結果、いじめや不登校の現状を引用しながら、家庭における役割の重要性や学校・施設等での環境づくりの大切さを整理させていただきました。

あとは、活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりにつきましては、先ほどの（1）と同様に、地域や関係団体、NPOとの連携を図る必要性について改めて重要であるということ規定しております。

取組の視点については、特に変更はございません。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、基本目標2「子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり」について話をしていきたいと思えます。

これに関しては、（1）子どもが安心して過ごすための居場所づくり、（2）活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりの2点がありますけれども、これらにつきまして委員の皆様から意見があれば出していただきたいと思えます。

○A委員 基本目標2の（1）に対して、取組の視点として3点上げられています。一つが家庭で、次が学校・施設、3番目が地域というふうに大きく言うと分かれていると思えます。この分量なのですけれども、家庭の分量がとても多くて、次の学校と地域づくりというところが少ないのが気になります。もちろん、家庭は子どもが育つ上でとても大事なところでは、そこに対する行政の支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などでも行政が取り組んでくださるところはとてもいいと思うのですけれども、その部分だけではなく、学校施設とか地域づくりというところももうちょっと膨らませて、実際にこういうところを支援します、もしくは連携をとっていきますというところをもうちょっと具体的にふやしていただけないかと思えます。

例えば、3番目の安心に安全して過ごすための地域づくりのところでは、地域の見守りというところを挙げていただいております。もう一つ、ここで言えるのは、子どもの戸外で

の居場所づくりにかかわってくると思います。具体的に言うと、子どもたちがくつろぎやすい公園の整備という視点も入れていただけないかと思います。そういう意味では、一つ戻りますが、学校・施設づくりのところでは、前のところにも出ていますが、児童会館の例も盛り込むといいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今の点について、いかがですか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ご指摘のように、確かに分量にバランスが欠けていますので、今のご指摘の部分を踏まえて、もう少し具体的な例を入れ込めるかどうか、次回までにやってみたいと思います。

○委員長 A委員、よろしいでしょうか。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○F委員 2番目の子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくりという中で、不登校が出てきているのですけれども、不登校の子どもの定義は、例えばフリースクールに行っている子どもはどういう扱いなのか。学校・施設づくりといった場合に、不登校の子どもが通っているフリースクールなんかの施設についても対象にしている想定でこの言葉があるのでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ここでは、基本的には、学校教育の仕組みの中でということで整理しているの、基本的に不登校のフリースクールの方までは直接はこの取組の視点の方では押さえていませんでした。

○F委員 不登校の問題は、私も何回か対策会議に出ているのですが、必ず問題になってくるのは、不登校ではないということです。引きこもって、閉じこもって出ていかないとこれは確かに問題かもしれないけれども、今の公立の小学校、中学校、あるいは高校に適應できない子どもが、彼らはちゃんと自分たちで居場所を見つけてフリースクールに通っているという意見が必ず出るのです。

行政で、教育委員会も、公立の小・中学校が自分たちの領域の中での話になるので、どうしても不登校というのは、本来、義務教育の学校に行っていない子どもという線引きをしてしまうのです。でも、子どもの権利にかかわってですから、あくまでも義務教育の課程の小、中学校に行っている子どもと限定する必要はないと思うのです。

ですから、フリースクールに行っている子どもたちの施設も、当然、この権利の推進目標の中に入ってきてしかるべきではないかと思うのです。その辺は、ほかの委員のご意見も聞きたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長 ただいまのF委員の問題の投げかけに対して何かありますか。

○F委員 その前に、前回、朝鮮学校などに行っていますね。そういうところも札幌市の公立の学校ではないはず。そこへ行ってわざわざ意見を聞いてきたわけですが、例えばフリースクールの学校も行って意見を聞いていましたか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 日程が合わず、まだ行っていません。

○F委員 そういふところも聞いてくるべきだと僕は思うのです。

○委員長 何かご意見はございますでしょうか。

○C委員 F委員のおっしゃるのは、全くもつともだと思って伺いました。

一方で、フリースクールの方とお話をさせていただくと、既に札幌市は、部局はこちらではないと思うのですけれども、財政的な支援を少ししているような部局もあると聞いていますので、既に札幌市ではそういうことをやられているというのも盛り込んでいいと思いますし、そういうものを充実、拡充するというのを居場所づくりの一環として書けるのではないかという気がしています。

他の自治体で、多治見市の推進計画を見ると、不登校のことに関してもわざわざ特出しして今のようなことを書いたりしています。札幌市の場合は、繰り返しますが、フリースクール校づくりに既に市の方もサポートしている部分がありますので、そこはもっと出すことはできるのではないかと思います。

○委員長 ほかの委員の方でご意見はありますか。

それでは、事務局の方で何かありましたら出してください。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） フリースクールに対する支援ということで、今、C委員はあるという話でしたが、正直、我々はそういうものを承知していないものですから、そのあたりは教育委員会と調整したいと思います。

もともと、子どもの権利そのものからフリースクールを除外しているものでは全くないので、相手のある仕事で、五、六回調整しても会えないのが実情ですけれども、そういった方の意見も聞きながら、計画には反映させていきたいと考えております。ただ、具体的な施策に結びつくものがどれだけあるかによって、対象としては考えているのですけれども、一応、取組の視点ということは、こうやりますとかやっていますという書きぶりを前提にしているものですから、その部分でちょっとあいまいになっていたところがありますので、そのあたりは再度整理したいと思います。

○B委員 もっともだと思うのですけれども、この文言の並びから言うと、「いじめや不登校といった子どもの置かれた深刻な現状」と、要するにいじめによる不登校という限定つきの不登校なのです。F委員がおっしゃったように、子どもの権利として主体的に今の学校制度になじまなくてフリースクールを選択して行くという積極的な選択によるフリースクールではなくて、多分、この文脈からとると、いじめによって不登校に陥った子どもを限定的に言っているのだなと文脈的にとることができると思いました。

でも、いろいろな状況による不登校があるので、ここでいじめと不登校を並んで言うということも、いろいろな不登校の事情を考えたときには無理があるので、その意味ではいじめ一つでもいいのかなと思いました。「今なお存在する、いじめという子どもの置かれた深刻な現状を踏まえ、学校におけるいじめの早期発見」であれば、いじめ一本でいいかなと思いました。

F委員がおっしゃったのは、不登校というのはいろいろな状況があるので、一概に言えないということであれば、そういうふうな解釈も文脈的にはできるかと思いました。

○委員長 何か工夫が要りますね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 実は、特にいじめを気にした不登校という意図はなかったのですけれども、並立して書くと誤解を招く部分もありますので、このあたりは教育委員会とも相談して整理をした上で提示したいと思います。

○委員長 お願いします。

ほかにどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 よろしければ、次の基本目標に移りたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 次は、基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」に移らせていただきますが、これについて事務局の方から説明があればしていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、23ページに移りますが、「子どもの権利の侵害からの救済」ということで、1点目は、子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実でございます。

最初の意義等の記載については、冒頭の子どもの相談及び救済などに対する各種相談機関、学校アシストセンターの対応の必要性や、「特に」以下については、児童虐待に対する対応と、内容を分けて整理させていただきました。

取組の視点の方ですけれども、1点目の子どもの権利に関する相談及び救済については、昨年設置しましたアシストセンターが一定の役割を果たしていることから、引き続き相談しやすい環境づくりに取り組む必要があること、また、学校での対応の充実や関係機関との連携によって適切な相談・救済を行っていく必要があるというまとめにしております。

2点目の児童虐待への対応でございますけれども、現状としましても、職員体制を整備するという部分で、相談支援体制の強化を図っているところでございますが、現在、さらなる機能強化に向けて将来構想の検討を進めているところで、それについても文言として整理させていただきました。また、虐待そのものは、児童相談所だけではなくて社会全体で解決すべき問題といった部分をさらに強調して記載しているところでございます。

次の（2）の権利侵害を起こさない環境づくりにつきましては、意義については特に大きな変更はございません。

取組の視点の1点目の権利侵害等に対する意識の啓発についても、前回同様の記載でございます。

25ページに移りますけれども、育児不安を抱える保護者への支援ということで、ここでは、育児等に関する正しい知識の普及について、一言、文言を入れさせていただいております。

児童相談所の将来の構想については、現在、児童相談所の方が中心になって検討を進めているところでございます。ちょうどタイミング的には、この権利推進計画の策定とほぼ同時並行で将来構想の方も進めているところでございまして、いずれも今年度中にそれぞれ制定して、平成23年度から体制を整備していくという形で動いているところでございます。皆様方からもご意見をいただきましたので、そちらの進捗内容等も子どもの権利委員会の方でも、適宜、情報提供していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」について意見を出していただきたいと思えます。

これは、説明がありましたように、(1)が子どもの権利の侵害から救済体制の整備・充実、(2)が権利侵害を起こさない環境づくりの二つであります。これらにつきまして、委員の皆様から意見を出していただきたいと思えます。どうぞご自由に出してください。

A委員、どうぞ。

○A委員 25ページの最後の育児不安を抱える保護者への支援ということで、1行目に「育児等に関する正しい知識の普及と」と書いてあるのですが、「正しい」という言葉を抜かずわけにはいかないでしょうか。

どうしてそう言うかといいますと、確かに知識の普及は大事だと思うのです。聞いた話ですが、今、若いお母さんは、「あやす」という言葉がわからなくて、あやすって何ですかと聞かれるお母さんもいらっしゃるということも聞きますので、知識を普及させるというのは大事だと思います。ただ、これに「正しい」がついたらどうなのかと思うのです。どれが正しくていいかわからない、子育てがよくわからなくて、何をやっていいかわからない、情報はたくさんあって、情報のとおりやってみたけれども、うちの子はうまくいかなかったということでもとても悩んだ経験が私にもたくさんありますので、「正しい」と書かれるとつらいお父さん、お母さんがいるのではないかと思います。

それで、今の子育て支援の方向は育児不安の軽減を図るための相談支援体制の充実というところが重点的になっているのではないかと思いますので、「正しい」という言葉を抜かせないかと思うのですが、皆様はどのようにお考えでしょうか。

○B委員 賛成です。

○副委員長 賛成です。

○委員長 育児に携わった方はよくわかりますね。私も結構育児に携わりましたが、育児というのは本当にいろいろ違うのです。そういう中で、自分なりに見つけていくしかないのです。そういうことからすると、A委員の意見に賛成です。

基本目標3については、ほかにご意見はないでしょうか。

○F委員 児童虐待への対応についてです。きょうは秦委員がお休みですけれども、今、そういう施設でも定員いっぱいという話をよく聞きます。要は、虐待を受けた子どもを発

見して、その後の話ですね。里親とか施設で虐待をする親から離して育てるための具体的な方針はあるのでしょうか。その後の具体的な計画はあるのでしょうか。例えば、施設をふやすとか、里親制度を充実させるとか、その辺をお聞きしたいのです。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ある意味では所管の聞きかじり答弁になりますけれども、まさにそういう問題意識も踏まえて、施設の問題、今言われた一時保護の問題という部分で、今、近々に検討を求められているところがありますので、そういうものを将来構想の中で整理するという話で進んでいます。

ただ、施設をふやすのもお金のかかる話ではありますが、一方では、ある程度の設備がないとニーズにこたえることができないという問題もありますので、今、そのあたりのバランスをどの程度でやろうかと考えております。これは、指定都市でも、横浜、大阪、それぞれのまちに児童相談所が幾つかありまして、それぞれのまちのやり方はいろいろあるようです。複数設けているところもあれば、一つで何とかやっているところもあれば、そういった他都市の情報を一たん整理して、今、それを踏まえて方向性を検討しています。きょうの午前中の会議で児童相談所の方が言うておりました。

ただ、最近、里親の関係で言いますと、特に仕組み自体を変えたわけではないのですけれども、近年、里親登録をする世帯が非常にふえてきていて、そういうところに養育の関係の子どもを照会してということで、施設のキャパが十分ではない部分、それをカバーし切れるほどふえてはいないのですが、傾向として、ここ近年、そういった子どもの養育に関して地域なり市民の方が関心を持って里親制度の登録をする人がふえてきているという話です。決して、それで代替できる話ではないと思うのですが、せつかくそういう市民がふえてきているということであれば、そういったことも踏まえた上で施設の整備もあわせて検討していくことになるのではないかと考えております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、次に移らせていただきます。

次は、基本目標4「子どもの権利を大切にする意識の向上」であります。

これについて、事務局の方から説明があればお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、26ページでございます。

基本目標4「子どもの権利を大切にする意識の向上」です。

1点目は、子どもの権利に関する広報普及でございますが、意義については大きな変更はございません。

取組の視点について、当初は広報普及だけでしたので、前回、前々回でご議論をいただいたアイデアの「メディアなどを活用した」という部分を加えさせていただきました。あとは、文章の中には、委員会や子どもとの意見交換の中で幾つか具体的なアイデアをいただいておりますので、その内容を盛り込ませていただきました。

次に、同じ26ページの下段の子どもの権利に関する学びの支援でございますけれども、

意義については大きな変更はございません。

取組の視点の方で、27ページに移りますが、1点目につきましては、学びの場面として講座や研修といった具体的な場面を挙げてわかりやすくしております。

また、2点目の子どもの権利を生かした学校教育の推進につきましては、現在、教育委員会の方で子どもの権利の視点を各学校で生かすことができるように教材研究などさまざまな取組を行っておりますが、こういった取組の充実とともに、それを具体的に授業に生かしていくことで、子どもたちが学び、理解していくことが必要であるということを述べさせていただきました。

あとは、基本目標2の方にも記載させていただきましたが、特にピア・サポートなど実体験の中で学ぶ取組が重要であるという整理をさせていただいたところです。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、基本目標4「子どもの権利を大切にする意識の向上」について話をしていきます。

これも、(1)子どもの権利に関する広報普及、(2)子どもの権利に関する学びの支援の二つに分けてありますけれども、この二つについて意見を出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○G委員 広報普及については、その後、私もいろいろなことを考えたのですが、私たちは、何々の札幌の市民ですといったら、「時計台の鐘がなる」と今でも言えるのです。市民憲章というのはすごいものだな、いろいろな形でキャッチフレーズ的に覚えているのかなと思います。こういうものを市民憲章に入れてくれと言うと大ごとになるかもしれませんが、わかりやすくぱっと市民の方が口ずさむようなものがないのかなという気がしたのです。

札幌の市民憲章は、教育委員会から出てくる春休み、夏休み、冬休みの生活の通知にも載せてくるのです。あるいは、掲示物や市民憲章のプラスチックのパネルが各学校に張ってあるのです。だから、見ていないようで、子どもも来た大人も結構見ているのです。子どもの権利のことについて、そういうふうに口ずさんで短いフレーズで、子どもでもわかる、大人もよくわかるというもので合言葉として絶えず使われていれば、ちょっと変わってくるかなと考えていたところです。

○委員長 何かいい案が浮かびそうですか。

○G委員 難しいですね。それこそ、子どもと一緒に考えたらどうでしょうか。難しい言葉でなくてキャッチフレーズで、大人向けのパネルにしているところなど、いろいろなものの中に、入学おめでとうと子どもにやるところで、私たちは何々の札幌市民ですぐらいで、子どもを大切にする何とかと小学生レベルでもできるようなものがあつたら、札幌はこういうまちなのだという全国的なPRもできて、何か特色あるまちとして

理念が浸透していくのではないかという気がしています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。

○F委員 愚痴と不満なのですが、子どもの権利に関する学びの支援の中で、子どもサポーター養成講座というものが新しく行われるのですが、家庭教育学級は、事業仕分けがありまして、来年から予算がつかなくなって、各学校のPTAでは家庭教育学級をやめるとい学校が多いのです。そういう現状をわかっていながらここに載せているのでしょうか。

○委員長 質問ですね。

○F委員 そうです。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 事業仕分けにかかったのはよく承知していたのですが、来年から予算云々という話は今初めて聞きました。

実は、家庭教育学級は、私が教育委員会で初めて担当した事業でして、各PTA通じていろいろやった思い出もあるものですから、ぜひこういうものも一生懸命やっていただきたいという期待を込めて載せたのですが、改めてその辺は教育委員会とやりとりします。

○F委員 大した予算ではないのですが、そうしたら自分たちでお金を出してやるのかというと、お母さんたちの金銭感覚は細かいですから、そういうことになるのです。今後、予算がつかないのであればやめるとい学校が多いのです。ですから、教育委員会だけでなく、子ども未来局の方からでも何とか支援をしていただければ存続できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○A委員 現役でPTAをやっている者としては、家庭教育学級の話はF委員に同感です。

もう一点ですが、先ほど、G委員がキャッチフレーズを子どもと一緒に考えたらどうだということを提案されて、私も同感です。

きょうの会議の最初でも検討していた基本理念ですが、基本的には大人が読むものだと思うのです。ですから、大人が読む理念をもうちょっとわかりやすくキャッチフレーズにするというのも大事だと思いますし、もう一つ、子どもへ向けたメッセージですね。君たちは子どもの権利がある札幌に住むことでこんなことが保障されるのだよとか、君たちはこんなふうに毎日過ごしていいのだよということを明確にわかるようなメッセージもあわせて検討できるように、何か体制をつくるというのではないかと思います。

以上です。

○委員長 子どもの視点に立ったキャッチフレーズですね。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、基本目標4についてはこれで終わりにいたします。

以上で「基本施策」につきましては終了ということになります。

続いて、Vの「計画の推進に当たって」に移らせていただきたいと思います。

「計画の推進に当たって」につきましては、この答申を札幌市に提出するに当たって、札幌市、市民らとの協力、連携のもと進めていただきたいと思いますという、この委員会の期待を書いて、この答申のまとめとするものであります。

委員の皆様方から、この部分について何かありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、本文は以上ということになります。

以降は、参考資料ということで、子どもに関する実態・意識調査結果、子どもとの意見交換結果、札幌市子どもの権利委員会名簿、さらには札幌市子どもの権利委員会の開催経過が掲載されるようになっております。

3. その他

○委員長 これが、いわゆる答申案になるわけですけれども、最後に、全体を通して何かありましたら意見を出していただければと思います。言い忘れたこと等がありましたら出してください。

ございませんでしょうか。

○A委員 28ページのVの「計画の推進に当たって」というところが6行だけなのですが、これはこれで終わりなのでしょうか。前回の委員会のときに、成果目標としてこのような目標を考えていますというご提案が事務局の方からあったと思うのですが、そのようなものがVに入ってくるのでしょうか。

それから、この子どもの権利委員会は、基本計画が推進されているかどうかのチェック機関であり続けるのでしょうか。そのあたりのことを教えていただけたらと思います。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 数値目標の件でございますけれども、あの後、市役所の中でもいろいろ議論させていただいて、実は委員会で出た意見と同じような、数値として、目標としてどうなのだろうかといろいろ議論が出て、正直に言いまして、今の段階ではまとまらなかったのです。それで、今回の答申の段階では一たん削除させていただいております。計画をつくる段階でどうするかは引き続き協議をさせていただきますけれども、その中で議論をしていただくことがあろうかと思っておりますので、今回はそういう事情でここからは一たん削除させていただきました。

一番議論があったのは、やはり条例の認知度が60%というのは低過ぎるのではないかということです。確かに、目標としては100%なのですけれども、では100%を掲げて本当に100%になるかという、それはそれでまた微妙なところがあって、役所の中でけんけんごうごう議論をしたのですけれども、結論が出なかったものですから、ここで落とさせていただきました。

また、計画について、皆さん方につくっていただいて、それを踏まえて今度は我々の方

で皆様方にお諮りしながら計画をつくっていくこととなります。それについても、やはりこの計画は一つの柱になりますので、それと現状がどうなのかという比較の観点からのチェックであったり、この計画以外にも先ほどの子どもの参加の部分で、例えばこういうところで子どもの参加をやっていますという具体的な情報提供も踏まえて、もう少し個別具体的なテーマでの意見交換ということも今後出てくると思います。今回は、任期2年のうち、計画づくりに関することがほとんどですけれども、それができ上がった以降は、この計画の中でも少しテーマを絞って、それが札幌の現状としてどうなのだという意見交換なり、提言という形になるかどうかわかりませんが、市に意見を言うという形で持っていければと思っております。

そういう意味で、進め方は市によってまちまちですけれども、札幌市としては、まず計画をつくって、一つの基準となるものをつくった上で、また権利委員会の場でもそれに照らし合わせて札幌市の進捗状況はどうか、計画のチェックと個別のテーマ、例えば子どもの参加というテーマ、児童虐待というテーマ、幾つかテーマは考えられると思いますけれども、それに基づいて市の方に意見を言うという考えで今のところは進めております。

一たんは、まず計画をつくった上で、その点はまた皆様方にお諮りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○副委員長 15ページです。2の基本目標の柱書きのようなところに、「基本理念を実現し」ということで、「子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり」が基本目標2のことを言っているのかなと思うのです。「子どもの権利の侵害からの速やかな救済」が基本目標3、次の「子どもの権利への理解促進を図るため」が基本4なのかなというように、どうも対応関係が何となく見えるのです。そうすると、ここはどうだろうかと言っていた「子どもの意見表明・参加の促進」のところがなくなってしまう感じがします。ここは、「子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり」の中にくくってあるのか、どうなのかというところがあります。ここはどうでしょうか。

○委員長 この点についてはいかがでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 意図としては、割と3、4がはっきり1対1で対応できるものですから区別しましたけれども、前段の「自立した社会性のある大人へと成長」は、まさに意見をきちんと言う、参加する経験を通じて大人へ成長する、基本目標2の「受け止め、はぐくむ環境」の中で大人が育っていくという部分で、1と2と合わせる形で条例の目標の一つの「自立した社会性のある大人へと成長」という文言を入れさせていただきました。それで1と2を含めた形で我々としてはまとめさせていただきました。

○副委員長 多分、そういうことでまとめられたのかなと思ったのですが、もし意見表明ということ少し打ち出すのであれば、ここにもう少し入ってもいいかなという感じがしました。いかがなものでしょうか。

○委員長 今、副委員長の方から、基本目標1に当たるものは2の基本目標の最初のところの中にもっと具体的に示した方がいいのではないかという問題提起がなされましたけれども、委員の皆さんはいかがでしょう。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 文章が長くなるかもしれませんが、一たん工夫してみたいと思います。

○委員長 入れるという意味で工夫するということですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） ただ、意見表明だけがぽつんとあっても通じない部分があると思いますので、そこら辺は工夫してみます。

○委員長 それでよろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○委員長 ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。

事務局の方から、最後に連絡事項等がありましたらお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、次回の予定でございますが、第10回委員会は、再来週の28日火曜日、同じ時間帯、同じ場所で開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、次回でこの答申についての審議は終了の予定でございます。都合によりご出席できない委員の皆様につきましても、また、もちろんご都合のつく委員の皆様方でも全く問題ございませんが、本日以降で何か気づいた点がございましたら、来週中までに事務局までに意見をお寄せいただきたいと思います。特に、紙の形でなくても、電話でこの部分という連絡でも結構です。改めて文章を書くとなると大変かもしれませんので、電話でも受け付けもします。来週中までをお願いしたいと思います。

一応、28日の委員会で答申の内容を確定しますと、最後は市長に答申書を渡す手交式を開催したいと考えております。少し先になりますが、市長と委員長の日程を調整した上で、現在、10月18日午後1時半からを想定しております。場所は、市役所本庁舎10階の市長会議室を予定しております。あいにく、平日日中の時間帯でございますが、委員の皆様の中で参加できる方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただければと思います。この件については、また改めてお知らせしたいと思います。日程としては10月18日1時半からということで調整させていただきました。

私からの連絡は以上でございます。

4. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了させていただきます。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上